在外選挙人名簿への登録申請について

１　在外選挙人制度

　　外国にいても日本の国政選挙に投票することができる制度で，制度を利用するためには，在外選挙人名簿への登録が必要になります。

　　在外選挙人名簿への登録方法は，「在外公館申請」と「出国時申請」の２つがあります。

２　在外公館申請

（１）国外転出後，在外公館で登録申請を行う方法

（２）登録されるためには，領事館の管轄区内に３ヵ月住所を有することが必要

（３）登録申請から在外選挙人証の交付まで約３ヵ月必要

郵　送

最終住所地又は本籍地の市町村選挙管理員会

外務省（経由）

③申請書に意見を付して送付

在外公館

申請者

最終住所地市町村

②申請書の提出

①転出届出

④在外選挙人証の発行

送　付

⑤在外選挙人証の交付

３　出国時申請

（１）最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている者が対象

（２）転出届提出と同時に登録申請が可能

（３）申請の際に本人確認書類の提示が必要

最終住所地の

市町村選挙管理委員会

②海外の住所についての意見照会

外務省

申請者

①転出届出提出後に申請

③意見書送付

④在外選挙人証発行

在外公館

⑤在外選挙人証送付

⑥在外選挙人証交付

※出国時申請は，転出届出を行う時点で最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録がされていることが必要です。選挙人名簿に登録されていない場合は，在外公館申請となります。

【お問合せ先】

　結城市選挙管理委員会（市総務課）　TEL　３４－０４０２

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 在外選挙人名簿登録移転申請書   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | フリガナ |  |  | 生　年　月　日 | 性別 | | 氏　　名 | 姓 | 名 | 年　　月　　日 | □ 男　□ 女 | | 署　　名  （必ず自署） |  | |  | | | 本　　籍 |  | | | | | 旅券番号  （任　意） |  | | | | | 転出先住所  〔必ず記入〕 | | | 住所以外の送付先  （在留届に記載予定の緊急連絡先）  〔希望により記入〕  この欄は，在留届に記載予定の「在留地の緊急連絡先」において，選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受け取ることを希望する場合のみ，当該「在留地の緊急連絡先」を書いてください。 | | | （カタカナ表記） | | | （カタカナ表記） | | | （外国語表記） | | | （外国語表記） | | | 住民基本台帳法上の届出（市町村への住民票の転出届）をした年月日 | | | 年　　月　　日 | | | 住民基本台帳法上の届出（市町村への住民票の転出届）の転出の予定年月日として記載された日 | | | 年　　月　　日 | | | 住民票に記載されていた最終住所 | | |  | |   公職選挙法第３０条の５の規定により，必要書類を添え，在外選挙人名簿への移転を申請します。  年　　月　　日  茨城県結城市選挙管理委員会委員長　あて |

第４号様式の３

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 連絡先 | 電話番号(※) | ＦＡＸ番号（※） | メールアドレス |

※日本国内からも連絡がとれるように「国番号－地域番号－電話番号（ＦＡＸ番号）」の順に記入してください。

注　意

　１　「氏名」欄には，戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。

　２　「署名」欄は，必ず自分で書いてください。

　３　「旅券番号」欄の記載は任意です。分かる場合に記載してください。

　４　「転出予定住所」欄及び「住所以外の送付先」欄の「カタカナ表記」には，カタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。「外国語表記」には，英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。

　５　投票用紙等は，「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は，当該「住所以外の送付先」に送付されます。

６　「住所以外の送付先」欄においては，在留届に記載する予定の「在留地の緊急連絡先」が定まってい

ないが，住所以外の送付先への送付を希望する場合には，その旨を記載してください。

　７　申請後，在外選挙人証を受け取るまでの間に投票用紙等の送付先を変更する場合には，申請を行った市町村の選挙管理委員会に届け出る必要があります。